新潟県条例第65号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（新潟県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正）

第１条　新潟県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年新潟県条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（風俗営業の制限地域） **第３条**　法第４条第２項第２号に規定する風俗営業（法第２条第１項に規定する風俗営業をいう。以下同じ。）に係る営業所の設置を制限する地域は、次のとおりとする。ただし、周辺の環境を勘案して新潟県公安委員会規則（以下「公安委員会規則」という。）で定める地域は、この限りでない。 (1)　（略） (2)　都市計画法第８条第１項第１号に規定する第１種住居地域、第２種住居地域及び準住居地域（以下「住居地域」という。）で、次に掲げる地域 ア　（略） イ　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（以下「学校」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第７条第１項に規定する保育所（以下「保育所」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）、新潟県旅館業法施行条例（昭和45年新潟県条例第51号）第２条第１項第９号の規定に基づき、児童福祉施設に類する施設として知事が指定した施設（以下「指定保育所」という。）又は医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第１項に規定する病院（以下「病院」という。）の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下この項において同じ。）から100メートル以内の地域 (3)・(4)　（略） ２　前項の規定は、次に掲げる営業所については適用しない。 (1)　（略）	（風俗営業の制限地域） **第３条**　法第４条第２項第２号に規定する風俗営業（法第２条第１項に規定する風俗営業をいう。以下同じ。）に係る営業所の設置を制限する地域は、次のとおりとする。ただし、周辺の環境を勘案して新潟県公安委員会規則（以下「公安委員会規則」という。）で定める地域は、この限りでない。 (1)　（略） (2)　都市計画法第８条第１項第１号に規定する第１種住居地域、第２種住居地域及び準住居地域（以下「住居地域」という。）で、次に掲げる地域 ア　（略） イ　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（以下「学校」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第７条第１項に規定する保育所（以下「保育所」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）、新潟県旅館業法施行条例（昭和45年新潟県条例第51号）第２条第１項第９号の規定に基づき、児童福祉施設に類する施設として知事が指定した施設（以下「指定保育所」という。）又は医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第１項に規定する病院（以下「病院」という。）の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）から100メートル以内の地域 (3)・(4)　（略） ２　前項の規定は、次に掲げる営業所については適用しない。 (1)　（略）

(2) 法第２条第１項第４号及び第５号の営業（祭礼、縁日等地域的慣習による行事に伴つて営む営業であつて、３月以内の期間を限つて営むものに限る。）に係る営業所	(2) 法第２条第１項第７号及び第８号の営業（祭礼、縁日等地域的慣習による行事に伴つて営む営業であつて、３月以内の期間を限つて営むものに限る。）に係る営業所
（習俗的行事その他の特別な事情のある日等） **第４条**　法第13条第１項第１号に規定する習俗的行事その他の特別な事情のある日は次の各号に掲げる日とし、同項第１号に規定する当該事情のある地域は当該各号に掲げる日の区分に従い当該各号に定める地域とし、同項の条例で定める時は午前１時とする。 (1)～(4)　（略）	（習俗的行事その他の特別な事情のある日等） **第４条**　法第13条第１項に規定する習俗的行事その他の特別な事情のある日は次の各号に掲げる日とし、同項に規定する当該事情のある地域は当該各号に掲げる日の区分に従い当該各号に定める地域とし、その時は午前１時とする。 (1)～(4)　（略）
（午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域等） **第４条の２**　接待飲食等営業（法第２条第４項に規定する接待飲食等営業をいう。）及びまあじやん屋に係る法第13条第１項第２号の午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域は、公安委員会規則で定める地域とし、同項の条例で定める時は午前１時とする。	（午前１時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域） **第４条の２**　接待飲食等営業（法第２条第４項に規定する接待飲食等営業をいう。）及びまあじやん屋に係る法第13条第１項の午前１時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域は、公安委員会規則で定める地域とする。
（風俗営業の営業時間の制限） **第４条の３**　法第２条第１項第４号に掲げる営業（まあじやん屋を除く。）は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間については、これを営んではならない。 (1) 第４条各号に掲げる日における当該各号に定める地域　午前零時から午前１時まで、午前６時後午前９時まで及び午後11時から翌日の午前零時までの時間 (2) 第４条各号に掲げる日における当該各号に定める地域以外の地域　午前６時後午前９時まで及び午後11時から翌日の午前零時までの時間 (3) 第４条各号に掲げる日以外の日における県内全域　午前６時後午前９時まで及び午後11時から翌日の午前零時までの時間 ２　法第２条第１項第５号に掲げる営業は、第４条第４号の公安委員会規則で定める日の午前零時から午前１時までの時間については、前条の公安委員会規則で定める地域（第４条第４号の公安委員会規則で定める日における同号の公安委員会規則で定める地域を除く。）において、これを営んではならない。	（風俗営業の営業時間の制限） **第４条の３**　法第２条第１項第７号に掲げる営業（まあじやん屋を除く。）は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間については、これを営んではならない。 (1) 第４条各号に掲げる日における当該各号に定める地域　午前零時から午前１時まで、日出時から午前９時まで及び午後11時から翌日の午前零時までの時間 (2) 第４条各号に掲げる日における当該各号に定める地域以外の地域　日出時から午前９時まで及び午後11時から翌日の午前零時までの時間 (3) 第４条各号に掲げる日以外の日における県内全域　日出時から午前９時まで及び午後11時から翌日の午前零時までの時間 ２　法第２条第１項第８号に掲げる営業は、第４条第４号の公安委員会規則で定める日の午前零時から午前１時までの時間については、前条の公安委員会規則で定める地域（第４条第４号の公安委員会規則で定める日における同号の公安委員会規則で定める地域を除く。）において、これを営んではならない。
（騒音及び振動の数値） **第５条**　法第15条（法第32条第２項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する騒音の数値は、次の表の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ	（騒音及び振動の数値） **第５条**　法第15条（法第32条第２項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する騒音の数値は、次の表の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ

同欄に定める数値とする。

地　域	数値		
	午前６時後午後６時前	午後６時から翌日の午前零時前	午前零時から午前６時まで
（略）			
備考　左欄の(2)及び(3)に掲げる地域のうち次に掲げる施設の敷地から50メートル以内の地域にあつては、当該右欄に掲げる数値からそれぞれ５デシベルを減じた値とする。 (1)～(4)　（略） (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の５に規定する特別養護老人ホーム（以下「特別養護老人ホーム」という。）			

２　（略）

（風俗営業者の遵守事項）

第７条　（略）

２　法第２条第１項第４号の営業を営む風俗営業者は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項（まあじやん屋にあつては、第２号及び第３号に掲げるものに限る。）を守らなければならない。

(1)～(4)　（略）

３　法第２条第１項第５号の営業を営む風俗営業者は、第１項に規定するもののほか、午後６時後午後10時前の時間において16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは、保護者（少年法（昭和23年法律第168号）第２条第２項に規定する保護者をいう。）の同伴を求めなければならない。

第８条　削除

（店舗型性風俗特殊営業等の営業時間の制限）

第11条　法第28条第４項に規定する店舗型性風俗特殊営業、受付所営業及び店舗型電話異性紹介営業は、午前零時から午前６時までの間これを営んではならない。

第11条の２　（略）

（特定遊興飲食店営業の許容地域）

第11条の３　法第31条の23において準用する法第４条第２項第２号に規定する特定遊興飲食店営業（法第２条第11項に規定する特定遊興飲食店営業をいう。以下同じ。）に係る営業所の設置が許容される地域は、次のいずれにも該当する地域とする。

同欄に定める数値とする。

地　域	数値		
	日出時から日没時まで	日没時から午後10時まで	午後10時から翌日の日出時まで
（略）			
備考　左欄の(2)及び(3)に掲げる地域のうち次に掲げる施設の敷地から50メートル以内の地域にあつては、当該右欄に掲げる数値からそれぞれ５デシベルを減じた値とする。 (1)～(4)　（略） (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の５に規定する特別養護老人ホーム			

２　（略）

（風俗営業者の遵守事項）

第７条　（略）

２　法第２条第１項第７号の営業を営む風俗営業者は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項（まあじやん屋にあつては、第２号及び第３号に掲げるものに限る。）を守らなければならない。

(1)～(4)　（略）

（ゲームセンターへの年少者の立入りの制限）

第８条　法第22条第５号の条例で定める年齢は16歳とし、同号の規定により条例で定める時は午後６時とする。

（店舗型性風俗特殊営業等の営業時間の制限）

第11条　法第28条第４項に規定する店舗型性風俗特殊営業、受付所営業及び店舗型電話異性紹介営業は、午前零時から日出時までの間これを営んではならない。

第11条の２　（略）

(1) 第４条の２の公安委員会規則で定める地域
(2) 児童福祉法第７条第１項に規定する児童福祉施設（入所した者を午前零時から午前６時までの時間においても滞在させるための施設に限る。）の敷地（当該施設の用に供するものと決定した土地を含む。）から50メートル以内を除く地域

（特定遊興飲食店営業の営業時間の制限）

第11条の４　特定遊興飲食店営業は、前条第１号の公安委員会規則で定める地域においては、午前６時後午前９時までの時間において、午前零時から午前６時までの時間から継続する営業を営んではならない。

（特定遊興飲食店営業に係る騒音及び振動の数値）

第11条の５　法第31条の23において準用する法第15条に規定する騒音の数値は、次の表の左欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数値とする。

地　　域	数　　値
(1) 病院、診療所及び特別養護老人ホームの敷地から50メートル以内の地域	45デシベル
(2) (1)に掲げる地域以外の地域	50デシベル

２　法第31条の23において準用する法第15条に規定する振動の数値は、55デシベルとする。

（特定遊興飲食店営業者の遵守事項）

第11条の６　特定遊興飲食店営業者（法第２条第12項に規定する特定遊興飲食店営業者をいう。）は、第７条第１項各号に掲げる事項を守らなければならない。

（深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域）

第12条　酒類提供飲食店営業（法第２条第13項第４号に規定する酒類提供飲食店営業をいう。）は、住居専用地域及び住居地域（一般国道等の敷地境界線からそれぞれ30メートル以内の住居地域を除く。）においては、午前零時から午前６時までの間これを営んではならない。ただし、周辺の環境を勘案して公安委員会規則で定める地域にあつては、この限りでない。

（風俗環境保全協議会を置く地域）

第13条　法第38条の４第１項に規定する特に良好な風俗環境の保全を図る必要がある地域は、第４条の２の公安委員会規則で定める地域とする。

（深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域）

第12条　酒類提供飲食店営業（法第２条第11項第３号に規定する酒類提供飲食店営業をいう。）は、住居専用地域及び住居地域（一般国道等の敷地境界線からそれぞれ30メートル以内の住居地域を除く。）においては、午前零時から日出時までの間これを営んではならない。ただし、周辺の環境を勘案して公安委員会規則で定める地域にあつては、この限りでない。

（新潟県青少年健全育成条例の一部改正）

第２条　新潟県青少年健全育成条例（昭和52年新潟県条例第６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（利用カード等販売機への収納等の禁止） **第15条の３**　何人も、利用カード等を利用カード等販売機（利用カード等を販売するための自動販売機その他の機器をいう。以下同じ。）に収納し、又は利用カード等販売機により提供できる状態にしてはならない。ただし、次に掲げる場所（以下「青少年入場禁止場所」という。）に当該青少年入場禁止場所に立ち入らなければ購入できない方法によつて設置する利用カード等販売機については、この限りでない。 (1)　（略） (2)　風俗営業法第２条第１項に規定する風俗営業（同項第５号の営業を除く。）、同条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業に係る営業所	（利用カード等販売機への収納等の禁止） **第15条の３**　何人も、利用カード等を利用カード等販売機（利用カード等を販売するための自動販売機その他の機器をいう。以下同じ。）に収納し、又は利用カード等販売機により提供できる状態にしてはならない。ただし、次に掲げる場所（以下「青少年入場禁止場所」という。）に当該青少年入場禁止場所に立ち入らなければ購入できない方法によつて設置する利用カード等販売機については、この限りでない。 (1)　（略） (2)　風俗営業法第２条第１項に規定する風俗営業（同項第８号の営業を除く。）、同条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業に係る営業所

（新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部改正）

第３条　新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例（平成12年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係手数料） **第２条**　（略） ２～５　（略） ６　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）第２条の規定による改正後の法第31条の22の特定遊興飲食店営業（以下この項及び次項において「営業」という。）の許可に係る事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。 (1)　３月以内の期間を限って営む営業の許可を受けようとする者　１件につき１万4,000円 (2)　その他の営業の許可を受けようとする者　１件につき２万4,000円 ７　前項の許可を受けようとする者が同時に他の営業の許可を受けようとする場合にあっては、当該他の営業の許可に係る手数料については、それぞれ同項各号に定める額から8,000円を減額するものとする。	（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係手数料） **第２条**　（略） ２～５　（略）

第４条　新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「削除項」という。）を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示、削除項及び別表の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以

下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改　　正　　後	改　　正　　前
（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係手数料） **第２条**　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下この条において「法」という。）第20条第２項の認定、同条第４項の検定又は同条第５項の試験に係る事務について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下この条において「令」という。）第14条の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に定める額の手数料を納めなければならない。 ２　法第３条第１項の許可又は法第20条第10項において準用する法第９条第１項の承認に係る事務について、令第29条の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に定める額の手数料を納めなければならない。 ３　前２項に定めるもののほか、法の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。 (1)　法第５条第４項の許可証の再交付を受けようとする者　１件につき地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号。以下この条、第７条及び第８条において「標準政令」という。）本則の表９の項の１の下欄に掲げる金額 (2)　法第７条第１項の風俗営業の相続に係る承認を受けようとする者　１件につき標準政令本則の表10の項の下欄に掲げる金額 (3)　法第７条の２第１項の風俗営業者たる法人の合併に係る承認を受けようとする者　１件につき標準政令本則の表11の項の下欄に掲げる金額 (4)　法第７条の３第１項の風俗営業者たる法人の分割に係る承認を受けようとする者　１件につき標準政令本則の表11の２の項の下欄に掲げる金額 (5)　法第９条第１項の営業所の構造又は設備の変更の承認を受けようとする者　１件につき標準政令本則の表12の項の下欄に掲げる金額 (6)　法第９条第４項の許可証の書換えを受けようとする者　１件につき標準政令本則の表９の項の２の下欄に掲げる金額 (7)　法第10条の２第１項の特例風俗営業者の認定を受けようとする者　１件につき標準政令本則の表13の項の１の下欄に掲げる金額 (8)　法第10条の２第５項の認定証の再交付を受け	（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係手数料） **第２条**　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下この条及び別表において「法」という。）第20条第２項の認定、同条第４項の検定又は同条第５項の試験に係る事務について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下この条において「令」という。）第10条の２の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に定める額の手数料を納めなければならない。 ２　法第３条第１項の許可又は法第20条第10項において準用する法第９条第１項の承認に係る事務について、令第16条の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に定める額の手数料を納めなければならない。 ３　前２項に定めるもののほか、法の規定に基づく事務について、別表の左欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を納めなければならない。

ようとする者　１件につき標準政令本則の表13の項の２の下欄に掲げる金額

(9)　法第24条第６項の営業所の管理者に対する講習を受けようとする者　講習１時間につき標準政令本則の表14の項の下欄に掲げる金額

(10)　法第27条第４項（法第31条の12第２項において準用する場合を含む。）又は第31条の２第４項（法第31条の７第２項及び第31条の17第２項において準用する場合を含む。）の規定による法第27条第１項、第31条の２第１項、第31条の７第１項、第31条の12第１項又は第31条の17第１項の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付を受けようとする者　１件につき標準政令本則の表14の２の項の１の下欄に掲げる金額

(11)　法第27条第４項（法第31条の12第２項において準用する場合を含む。）又は第31条の２第４項（法第31条の７第２項及び第31条の17第２項において準用する場合を含む。）の規定による法第27条第２項（法第31条の12第２項において準用する場合を含む。）又は第31条の２第２項（法第31条の７第２項及び第31条の17第２項において準用する場合を含む。）の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付を受けようとする者　１件につき標準政令本則の表14の２の項の２の下欄に掲げる金額

(12)　法第27条第４項（法第31条の12第２項において準用する場合を含む。）又は第31条の２第４項（法第31条の７第２項及び第31条の17第２項において準用する場合を含む。）の届出書の提出があった旨を記載した書面の再交付を受けようとする者　１件につき標準政令本則の表14の２の項の３の下欄に掲げる金額

(13)　法第31条の22の特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする者　１件につき標準政令本則の表14の３の項の下欄に掲げる金額

(14)　法第31条の23において準用する法第５条第４項の許可証の再交付を受けようとする者　１件につき標準政令本則の表14の４の項の１の下欄に掲げる金額

(15)　法第31条の23において準用する法第７条第１項の特定遊興飲食店営業の相続に係る承認を受けようとする者　１件につき標準政令本則の表14の５の項の下欄に掲げる金額

(16)　法第31条の23において準用する法第７条の２第１項の特定遊興飲食店営業者たる法人の合併に係る承認を受けようとする者　１件につき標準政令本則の表14の６の項の下欄に掲げる金額

(17)　法第31条の23において準用する法第７条の３第１項の特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認を受けようとする者　１件につき

標準政令本則の表14の７の項の下欄に掲げる金額 (18)　法第31条の23において準用する法第９条第１項の営業所の構造又は設備の変更の承認を受けようとする者　１件につき標準政令本則の表14の８の項の下欄に掲げる金額 (19)　法第31条の23において準用する法第９条第４項の許可証の書換えを受けようとする者　１件につき標準政令本則の表14の４の項の２の下欄に掲げる金額 (20)　法第31条の23において準用する法第10条の２第１項の特例特定遊興飲食店営業者の認定を受けようとする者　１件につき標準政令本則の表14の９の項の１の下欄に掲げる金額 (21)　法第31条の23において準用する法第10条の２第５項の認定証の再交付を受けようとする者　１件につき標準政令本則の表14の９の項の２の下欄に掲げる金額 (22)　法第31条の23において準用する法第24条第６項の営業所の管理者に対する講習を受けようとする者　講習１時間につき標準政令本則の表14の10の項の下欄に掲げる金額	
４　法第20条第５項の規定により公安委員会が同条第２項の認定又は同条第４項の検定に必要な試験の実施に関する事務の全部又は一部を行わせることとした者（以下この条において「指定試験機関」という。）が行う試験を受けようとする者は、令第14条の表３の項又は４の項に規定する手数料を当該指定試験機関に納めなければならない。	４　法第20条第５項の規定により公安委員会が同条第２項の認定又は同条第４項の検定に必要な試験の実施に関する事務の全部又は一部を行わせることとした者（以下この条において「指定試験機関」という。）が行う試験を受けようとする者は、令第10条の２の表３の項又は４の項に規定する手数料を当該指定試験機関に納めなければならない。
５　（略）	５　（略）
	６　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）第２条の規定による改正後の法第31条の22の特定遊興飲食店営業（以下この項及び次項において「営業」という。）の許可に係る事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。 (1)　３月以内の期間を限って営む営業の許可を受けようとする者　１件につき１万4,000円 (2)　その他の営業の許可を受けようとする者　１件につき２万4,000円
	７　前項の許可を受けようとする者が同時に他の営業の許可を受けようとする場合にあっては、当該他の営業の許可に係る手数料については、それぞれ同項各号に定める額から8,000円を減額するものとする。
（銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料） **第７条**　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、	（銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料） **第７条**　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、

当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。 (1) 法第４条第１項の許可を受けようとする者 １件につき標準政令本則の表66の項の１の下欄に掲げる金額 (2)～(13)　(略)	当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。 (1) 法第４条第１項の許可を受けようとする者 １件につき地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号。以下この条及び次条において「標準政令」という。）本則の表66の項の１の下欄に掲げる金額 (2)～(13)　(略) 別表（第２条関係） （略）

（新潟県暴力団排除条例の一部改正）

第５条　新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改　正　後	改　正　前
（特別強化区域における特定営業者の禁止行為） **第18条**　次に掲げる営業（以下「特定営業」という。）を営む者（以下「特定営業者」という。）は、特別強化区域における特定営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第２条第７項第１号の営業にあっては事務所（風営適正化法第31条の２第１項に規定する事務所をいう。以下同じ。）が特別強化区域に所在する者が営む当該事務所に係る当該営業及び風営適正化法第31条の２第１項第７号に規定する受付所又は待機所を特別強化区域に設ける場合の当該受付所又は待機所に係る当該営業を含み、風営適正化法第２条第７項第２号の営業、同条第８項に規定する映像送信型性風俗特殊営業及び同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業にあっては事務所が特別強化区域に所在する者が営む当該事務所に係る当該営業とし、風営適正化法第２条第13項に規定する接客業務受託営業（以下「接客業務受託営業」という。）にあっては事務所が特別強化区域に所在する者が営む当該事務所に係る当該営業を含む。以下同じ。）の営業に関し、暴力団員から、用心棒の役務（営業を営む者の営業に係る業務を円滑に行うことができるようにするため顧客その他の者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務をいう。以下同じ。）の提供を受けてはならない。 (1)・(2)　(略) (3) 風営適正化法第２条第11項に規定する特定遊興飲食店営業 (4)　(略)	（特別強化区域における特定営業者の禁止行為） **第18条**　次に掲げる営業（以下「特定営業」という。）を営む者（以下「特定営業者」という。）は、特別強化区域における特定営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第２条第７項第１号の営業にあっては事務所（風営適正化法第31条の２第１項に規定する事務所をいう。以下同じ。）が特別強化区域に所在する者が営む当該事務所に係る当該営業及び風営適正化法第31条の２第１項第７号に規定する受付所又は待機所を特別強化区域に設ける場合の当該受付所又は待機所に係る当該営業を含み、風営適正化法第２条第７項第２号の営業、同条第８項に規定する映像送信型性風俗特殊営業及び同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業にあっては事務所が特別強化区域に所在する者が営む当該事務所に係る当該営業とし、風営適正化法第２条第11項に規定する接客業務受託営業（以下「接客業務受託営業」という。）にあっては事務所が特別強化区域に所在する者が営む当該事務所に係る当該営業を含む。以下同じ。）の営業に関し、暴力団員から、用心棒の役務（営業を営む者の営業に係る業務を円滑に行うことができるようにするため顧客その他の者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務をいう。以下同じ。）の提供を受けてはならない。 (1)・(2)　(略) (3)　(略)

(5) 風営適正化法第２条第13項第４号に規定する飲食店営業 (6) （略） ２・３　（略）	(4) 風営適正化法第２条第11項第３号に規定する飲食店営業 (5) （略） ２・３　（略）

附　則

この条例は、平成28年６月23日から施行する。ただし、第３条の規定は、同年３月23日から施行する。